

水利碑研究序説

井 黒 忍

はじめに

1. 水利石刻の分類
 2. 水利碑の分類
 - 2.1. 水利施設
 - 2.2. 水利祭祀
 - 2.3. 水利規約
 - 2.4. 水利契約
 - 2.5. 水利図
 3. 水利碑の特性
- 結びにかえて

はじめに

筆者は船田善之・飯山知保・小林隆道らと共同で、2001年より現在にいたるまでの11年間にわたって、中国北部をフィールドとした碑刻資料の現地調査を実施し、調査日誌と現存確認碑刻目録からなる「訪碑行報告」を公表してきた⁽¹⁾。これに対して、文化財保護、プライオリティ、研究者の倫理観などの観点から、所在地や内容の公開を疑問視し、利用を自主規制するむきもある⁽²⁾。ただし、深刻化する碑刻の盗難や破壊といった現状にかんがみれば、今日そこにある碑刻が明日そこにあるという保証はまったくなく、碑刻自体が失われた後には調査者の撮影した写真や書き写した録文が現存する唯一の情報源となるケースすら想定しうる。さらに、現地の人びとや研究・管理機関が碑刻資料の重要性を認識していない場合も多く、資料への公平なアクセスを確保することはもとより、碑刻の保護・保管の必要性をより強く訴えかけていくためにも、フィールド調査の成果はひろく公開され共有されるべきものと考えらる。

さらにいえば、碑刻の公開は単に研究者がそれを望むのみにとどまらず、碑刻自体がもつ本来的な目的とも合致する。典籍が個人あるいは特定の機関に

収蔵され、ページをめくった者のみがその内容を知りえるものであるのに対して、死者とともに地中に収められる墓誌や地券を除き、その他の碑刻は衆人の目に触れることを前提として地上に立てられる⁽³⁾。つまり、碑刻は公開されることによりその機能を十全に発揮しうるのであり、公開性こそが碑刻の持つ生命力の源泉なのである。また、公開を前提とする以上、個々の碑刻はそれぞれが個別の対象を持ち、それぞれ異なる目的をもって立石されたはずである。個々の碑刻が何を目的とし、誰に向けて立石され、誰によってどのように利用されたのか。これらの問題を解く鍵は「モノとしての碑刻」がたどった歴史的経緯にある。すなわち、碑刻が存在した歴史的景観を復元し、これをとりまく人びととの関係性を明らかにする必要があるのである⁽⁴⁾。

こうした問題意識に基づき、本稿では数ある碑刻のなかでも水利用に関わる諸事象を記録した水利碑に焦点を合わせ、形態や主題により分類を行うことでその特性を抽出し、あわせて調査・利用にあたって踏まえるべき基礎的な知見と研究の新たな可能性を提示する。ここで水利碑を取り上げる理由としては、水利用という生存に不可欠であり、生活に密着した主題を扱うものであるため、碑刻自体も単なるモニュメント（記念碑）としてだけではなく、実際の利用に供されるという性質が濃厚であることによる。モノとしての碑刻を検討する上で、その典型例を水利碑に見いだすことが可能となり、その知見が今後の碑刻資料全般に対する分析に有効となると考える。

また、水利碑に関しては、近年ますます盛んに調査がなされ、地域や水系ごとの目録や資料集があいついで公表されるといった良好な研究環境が生み出されつつある⁽⁵⁾。その背景には現地調査の急速な深化や社会史研究の隆盛にくわえて、深刻化する現代的課題としての環境問題、特に水環境問題に対して

過去の水と人との関わり方を探り、自然環境との調和的な社会を構築しようとする動向が存在する（井黒 2012）。今後、水・地域社会・環境というキーワードを架橋する水利碑の重要性に対する認識はますます高まり、新たな資料の発掘・利用が推進されるであろう。急増する資料の波にのみこまれ、個別事例の検討に終始することを防ぐためにも、その特徴をみさだめ研究の基盤を確立することが急務となる⁽⁶⁾。

1. 水利石刻の分類

科学的石刻研究の嚆矢ともいべき葉昌熾の『語石』以来、多くの学者によって石刻の分類がなされてきた⁽⁷⁾。ただし、そこで示された碑や墓誌、塔銘などといった分類は、最も基礎的な大分類であり、碑刻資料の使用時における名称の統一には資するものの、主題別に石刻を取り上げて具体的な検討を行うには適しない。そこで、本稿においては、加工石材や自然物である岩・石に文字や図像を刻み、治水・利水・排水・水運など水利利用に関わる諸事象を記録した水利石刻について、下位の分類を試みる⁽⁸⁾。

まず、水利石刻は形態の面から、(1)石標、(2)碑石、(3)磨崖、(4)扁額、(5)楹聯の5種に分けられる。(1)石標には水則（則水）と石像とがあり、増水時の日時とその水位を記録し水位測定の基準とする、あるいは洪水・氾濫を鎮める象徴としての意義をもつ⁽⁹⁾。(3)磨崖とは自然の崖や石に文字や図像を彫刻したものであり、景勝地においては文人が記念として作成した詩賦や題記が刻された。また、水利施設の建設地点では、出資者や工事の担当者・協力者の名が刻され、水利利用の正当性を明示する根拠となった⁽¹⁰⁾。(4)扁額、(5)楹聯は水利祭祀の場である廟宇や水利施設に掲げられた石牌に訓戒・詠嘆の句を刻したものである⁽¹¹⁾。残る(2)碑石が本稿で水利碑と呼ぶものであり、その多くが石材を板状に加工し、表面を磨いて文字を刻んだものであり、碑額や碑座を備えるものもある。その内容は多岐にわたるため、以下、章をあらためて分類を行う。

2. 水利碑の分類

水利碑の分類に関しては、すでに田東奎によって「水利利用権に関する重要な事件と証拠としての記録」、「公権力による水争い裁定の記録」、「水利に関わる祭祀および宗教的な事件の記録」、「水利利用権に

関わる契約」という4種に分類されるが（田 2006）、氏の関心が水利利用権に関する事象に限定されるため、検討の埒外に置かれたものも多く、再検討の余地がある。そこで、以下、水利碑を主題に基づき「水利施設」・「水利祭祀」・「水利規約」・「水利契約」・「水利図」の5種に分類し、それぞれの記載内容と目的を概述する。なお、文末の【水利石刻分類表】をあわせて参照されたい。

2.1. 水利施設

水利利用に関わる主な施設としては、水路・井戸・ため池・堰（ダム）・堤・水門・水磨・橋梁・渡津・船筏・棧道などが挙げられる。これら水利施設の創設・補修・増改築に際して、工事に至った経緯やその責任者・出資者・協力者および経費などが碑石に刻された。関係者の名前や出資金など記載事項が多いものは、本文の後に小字で刻されたり、碑石の裏面（碑陰）に列挙されたりする場合が多い。その目的としては、施設の来歴を記すことで先人の努力を顕彰しつつ、保護と維持管理の必要性を訴えるためである。くわえて、出資者の名前と出資金額を刻することで、出資者の水利利用に関わる正当性を明示し、その権利を保証するという意味を持つ（井黒 2008）。維持管理の責任と負担という義務を明記することが、水利利用に関する権利の所在を明確化することになるのである。また、個人名や村落名が水利碑に刻されることにより、当事者はもとよりその子々孫々に至るまで水利利用に関する同様の権利を有することが明示された。

2.2. 水利祭祀

水利碑の中で量的に最も多いのが水神を祀る祭祀関係の内容である。祭祀の対象となったのは降雨をもたらし、氾濫を鎮める霊力を有する龍王や聖母といった神々、治水の功績により国家に平安をもたらしした古代の帝王・聖人たち、治水や灌漑事業に尽力し人びとに水の恵みをもたらしした地方官や郷土の偉人たちであった。具体的な記載内容は、定期的に実施される廟会など祝祭の儀式内容と寄進者の名、寄進物（金）の額である。また、旱魃時に実施された祈雨（雨乞い）の経緯と結果、降雨の後に行われた水神の慈愛と霊験に感謝する謝雨の儀式、さらに国家が水神を正規の神として認可する封号授与などもこれに含まれる。

水利祭祀は精神的な意義をもつにとどまらず、実際の水利用とも密接な関係を有する行為であった。祭祀の場に参画しえる人びとこそが、水の恵みを享受する権利を持つ者であり、祭祀の関係者や寄進者として名を連ねることは、水利用に関する正当性を持つと認められたことを意味する。また、一般的に水資源管理の責を負う人物によって水利祭祀が取り仕切られたが、その背景には、水利祭祀にまつわる諸活動を通して、管理者および管理集団に水神の加護が与えられるという認識がある。水利祭祀を通して水の利用と管理に関する権利と義務が確認されたのである。加えて、同一の水源地を共有する地域の人びとによって同一の水神が祀られ、あるいは水神の霊威がおよぶと認識された範囲内の人びとが祭祀の場に結集することによって、水利祭祀に関わる諸活動は利用者間の連帯意識や共同意識を高め、水利用にかかわる規約の遵守を誓う場ともなった（井黒 2010）。

2.3. 水利規約

歴史的な経緯や自然条件によって、各地域においては内容を異にする水利用に関する規約（水規・水例）が生み出され、これが碑石に刻された。具体的な内容としては、水利権者および村落の名称、利用可能な水量とその使用順序、違反者に対する罰則、管理責任者の名称と役割などがある。前近代においては流量を計測することが技術的に困難であったため、利用可能な水量は時間を単位として分配され、線香の燃える時間を単位とするなど、時間を計って取水を行う方法が採られた。また、使水順序については、上流側から先に取水し、順次下流側に及ぶ、あるいは上流側の水門を閉め切って下流側から先に取水し、順次上流側に及ぶという異なるヴァリエーションが存在する。十分な水量がある場合、もしくは恒常的利用が可能な場合に上流側からの取水がなされ、水量が常に不足する、もしくは一過性の降雨を水源として利用する場合に下流側からの取水がなされる場合が多い。また、上流・下流の別だけでなく、村落の間においても詳細な優先順位が設定されており、これに違反したり、他者への水の流れを阻害したりすることが紛争勃発のきっかけとなった（井黒 2009A）。

規約の成立および改変の主なきっかけとなったのは、水資源をめぐる争い（水案）であり、その経緯

と裁定結果も碑石に刻された。そこには、勝訴した側、すなわち碑刻を立石した側の人びとがいかに水資源の開発・維持に貢献してきたか、敗訴した側の人びとがいかに規約を破り、地域社会に損害を与えたのかといった「善悪」双方の行為が記録され、裁定結果に基づき受益者と非受益者が弁別された。これには規約内容を確認し、不法行為の発生を抑制して規約内容の遵守を求めるという目的が存在する。また、自らの水利用権の根拠である水争いの裁定結果を明示するため、根拠となった水利碑の背面に新たな水案の経緯を刻み込み、碑石一基をまるごと用いて裁定の根拠と結果を明示するという方法が採られる場合もある（井黒 2011）。さらに、ともに裁定結果を示すものであるが、碑陽に刑事判決が、碑陰には民事判決が刻されるというケースも存在する（田 2006）。

2.4. 水利契約

前近代の中国における水権とは水資源の使用権を意味し、所有権はあくまで国家（王朝）の手の内にあった。税収確保のため、国家は土地所有者の把握を至上命題とし、水権と地権はながらく不可分の関係に置かれてきた。しかしながら、明代後半（16世紀末）から次第に各種の売水行為がなされ、清代後期（19—20世紀）には水権の売買は一般的となり、水資源の使用権が地権から独立して売買される水権の商品化が進行した。さらに民国時代（20世紀前半）になると水権の売買が公然となされることとなる。

土地売買などと同様に、水利用権の売買・貸借に関する契約書は、本来、紙に書写され契約者双方がこれを保管したと考えられる。ただし、一部の地域では契約書が石刻の形で残されており、契約内容が契約者のみならず、広く地域社会に向けて公開されたことが窺える。これは水利用権の売買・貸借という行為がある種公然と行われていたことを示す証拠とも言えよう。その内容としては、個人が自らの水利用権を所属する村落に売却する事例や村落間において水利用権の売買を行う事例を確認することができ、後者については「合同」と呼ばれ、その取り決め内容が碑石に刻され、関与する複数の村落に同内容の碑刻が立石された。また、契約に際しては、立会人として売買斡旋人であり証人である中見人に加えて、渠長、公直、提鑼人といった水利管理者、民

間の任意団体（会や社）の管理者である首事人や国子監の学生身分を持つ監生が文書末尾に名を連ねる。これは上記の個人－村落間における売買・貸借契約においても同様であり、単一の村落、あるいは水源を共有する複数の村落を単位として設置された水管理組織と地域エリートが売買・貸借契約の仲介の任を担ったことを意味する（井黒 2009A）。

2.5. 水利図

上述の各種主題が文字にて記されるものであるのに対して、これらを図化することで空間構造をビジュアル化し、より直接的な理解を目指すものが水利図である¹²⁾。これには人工的に開鑿された水路の流路を描く水路図と、河川の流れを描く河川図があり、水利施設や自然環境といった空間構造を示し、流域の村落や水利施設を記載する。水利規約や契約を刻した水利碑の碑陰に描かれる場合が多く、その内容理解を助けるという意味も存在した。村落における非識字層の存在を考えれば、水利図が果たした役割は時に本文に勝るとも劣らず重要であったと考えられる。流域中に存在する村落ではあるが、水利用権を持たないために水路図には描かれないなど、水利図における受益者・非受益者の弁別はより明確である。また、相当デフォルメされて描かれたものが多いが、これが当該地域の人びとが認識した水源を共有する社会であり、彼らの意識した地域社会の範囲がそこに描かれたとも言えよう。

3. 水利碑の特性

以上の分類作業を通して、(1)水利用権の来歴と所在の明示、(2)規約・契約内容の明示、(3)受益者と非受益者の弁別、(4)同一水源利用者間の連帯強化、(5)地域社会および流域の空間構造の可視化といった水利碑の目的が抽出される。では、これらの目的を達成するために水利碑はいかなる特性を備える必要があるのだろうか。

碑刻全般の特性については、森田憲司と船田善之によって「同時代性」、「個別具体性」、「現地密着性」、「伝存（出現）の偶発性」、「偏在性」が指摘され（森田 2006、船田 2011）、田東奎は水利碑の特性として「公開（性）」、「透明（性）」および「権威の顕示」を挙げる（田 2006）。水利碑の特性という問題を考える上で、董曉萍・藍克利『不灌而治』および田東奎『中国近代水権糾紛解決機制研究』の両

書は必須の研究である（董・藍 2003、田 2006）。前者は山西省中部の霍州市と洪洞県にまたがる四社五村と総称される村落群の水利用の歴史を文書・碑刻・聞き取り調査の成果に基づき分析し、不灌漑水利と呼ばれる独特の伝統的水利用方式を世に知らしめた¹³⁾。水利碑に関しては、内容と類型、叙述内容、祭祀および水利用との関係性などの点について詳細な分析がなされる。後者は水利用権をめぐる争いを解決するための「仕組み」として水利碑を取り上げ、地域や時代を横断する多様な水利碑を駆使して、その特性や利用のあり方を明らかにする。両書は水利碑研究の好著であるばかりでなく、良質の碑刻資料論であり、カルチュラル・スタディーズとしても高く評価されうる内容を持つ。

そこで、両書の研究成果を参考とした上で、前章での分類化の結果とそこから抽出された水利碑の目的から水利碑の特性をあらためて考えれば、「公開性」・「実用性」・「現地密着性」の3点が浮かび上がる。公開性に関しては、同じく水利規約を記した水利簿（水冊）との性格の違いから説明ができる。水利簿が管理組織によって保管され秘匿されるものであるのに対して、水利碑は水源地や分水地点、水利祭祀の場である廟宇などオープンスペースに立てられ、その内容は地域社会に向けて開示された。この両者の性格の差異に関しては、管理者のもとに秘匿される水利簿に改竄や誤りの可能性があるのに対して、公開性を有する石碑に誤りや矛盾があれば、後世まで保存・継承されるはずがないという地域社会の共通認識が存在したとされる（董・藍 2003）。つまり、水利碑の公開性こそが規約内容の無謬性を担保するものであったことになる。さらに、水神を祀る廟宇の殿前や殿内に水利碑が立てられ、境内に歴代の水利碑が林立するという状況は、記録の永続性を象徴する石材の堅牢さともあいまって、水利碑に神聖性を付与することとなる¹⁴⁾。

また、水利用に関わる自らの権利を主張する上で、水利碑に記された祖先や自身の名前がその根拠となったことはすでに述べた通りであるが、これも人びとが普段目にするのできるオープンスペースに碑石が存在することによって成立しうる状況である。ここでは、碑刻の中に自らが属する村落の名を確認し、自らの祖父や父、自身の名を見いだせれば充分であり、識字率の低さは問題にならない。また、碑刻本文の内容については、村の識字層によっ

て村人への解説がなされるなど（董・藍 2003）、水利碑は地域社会の内部に存在する活きた歴史であり、自らのアイデンティティの源でもあった。

さらに、水利碑に顕著な特性として実用性が挙げられる。水利用に関しては、歴史的経緯に基づく先例こそが主張の根拠であり、生起したすべてのイベントが現在の水利用に関する権益を保障するものとして重要な意味を持った。一般的に前近代における地域社会の日常の水利用に対して公権力の介入は見られない。ただし、水争いが地域社会の調停能力を超える場合、県や州、さらには中央政府へと訴状が送られ、公権力に裁定が委ねられる。その際に重要な根拠となったのが具体的なイベントの内容を記した水利碑であり、当事者双方が歴代の水利碑の記載内容に依拠して自らの主張を展開するだけでなく、公権力による裁定においても水利碑に記される前例が踏襲されたのである（張 2008）。水利碑は水利用という日常的な生活の一場面において、国家と地域社会をつなぐ存在でもあったと言える。

さらに、証拠である以上はそれが現実に目に見える物体として存在する必要がある、逆に自らに不利な記録を載せる水利碑は、しばしば改竄・破壊すべき対象となった。一度ないし数度の編纂を経る典籍資料とは異なり、碑刻は刻字立石された時点でのテキストを保持する傾向（同時代性）を持ち、碑刻の存佚は偶然性に左右されとの見解も存在する（森田 2006）。しかしながら、その一方で現存する碑刻は歴史的選択を経たものであるという見解（董・藍 2003）が示すように、高い実用性を持つ水利碑に関して言えば、その時々状況によって残されるべくして残された、あるいは明確な意図を持って破壊・改竄されたものも多い。立石後においても、状況が変われば、刻された名前を抉り取り、碑刻そのものを破壊することによって、先人の功績は消し去られ、その子孫の権利は剥奪され、前例そのものが葬り去られたのである。これら碑刻に対する破壊や改竄も水利碑が実用性をもつゆえに起こりうることである。

水利碑の実用性は、限定された地域と人びとを対象とすることで成立するものであり、ここに水利碑の現地密着性が重要な意味を持つこととなる。水源地や分水地点、水神を祀る廟宇などに立石された水利碑には、当初から明確な「観衆」が設定されていた。それは碑刻に名が刻まれた村落であり、その村

人たちである。したがって、水利碑とこれが本来設置された場との間には極めて密接な関連性があり、碑刻の移動の背景には地域社会の明確な意志が存在した（井黒 2004）。本来の立石地を離れ、「観衆」の目が届かない場所に移された水利碑は、もはやその実用性を発揮する「場」を喪失したこととなり、破壊され消滅したにも等しいものとなる⁽¹⁵⁾。

また、著名な文人や官員ではなく、水管理者らによって撰文・立石される水利碑は、民間碑刻、あるいは村碑とも呼ばれ、事実関係が飾ることなく率直に記されるとともに、人名や地名など地域に密着した個別具体的な内容が豊富に盛り込まれた。こうした現地密着性は、同一水源利用者間における親近感や連帯感を強め、地域社会の水利用に関する秩序維持に大きく作用した（田 2006）。また、水利祭祀および水利施設の維持管理に関わる協働を通して地域社会の一体感が培われるとともに、これが水利図により可視化された水源を共有する「まとまり」として記載された。水利碑は地域社会をその内部においてつなぐ存在でもあったのである。

公開性、実用性、現地密着性という水利碑の特性は、それぞれが相互補完的な性質を持ち、互いに因となり果となる関係にある。したがって、いずれが失われても水利碑の目的は達成されず、その機能は果たしえない。これは地域社会における水利用のあり方を考える上で重要な意味を持つ。つまり、水利碑が破壊され公開性を失った時に、あるいは移動され現地密着性を失った段階で、その実用性は消滅し、水利用にかかわる諸権利もリセットされるのである。そこで改めて水利用権の再確認がなされ、先例に則って、あるいは新たに改変を加えられた規約が再設定され、これを刻んだ水利碑が立石された。繰り返される水利碑の立石と喪失は、それが実用性を有するものであるからこそ起こりえた事象であり、逆に言えば実用性を喪失した段階で水利碑は無用の長物と化し、廃棄され石材として再利用される運命にある。水利碑の「動き」を明らかにすることで、地域社会の変容や水利用方法の変化を読み解くことが可能となるのである。

結びにかえて

最後に今後の課題と展望を述べて本稿のまとめとしたい。水利碑をめぐる良好な資料状況はすでに述べてきたところであるが、その反面、水資源および

利用方法の変化、地域社会の変容に伴い、水利碑の持つ実用性は失われ、廃棄・破壊される碑刻は跡をたたない。さらには水利碑の存在を知る現地の人びとも高齢化し減少しつつあることから、調査・研究は喫緊の課題である。その際、テキストとしての碑刻資料の収集・解説を継続的に実施するだけでなく、モノとしての碑刻が辿った歴史的経緯を復元するために、現地の人びとへの聞き取り調査を行い、水利碑のたどった「現代史」を明らかにする必要がある。くわえて、研究・管理機関における近・現代の文物調査・保護関係の資料を調査・収集し、聞き取り調査との総合化を図ることが求められる。

水利碑の利用法に関しては、これまで主流であった同時代の典籍資料の隙間を埋める「横」の利用から、碑刻群の総体的な調査・利用を通して、同一地域における時代を異にする碑刻を「縦」に並べて地域史を通観するという視点が必要となる。これは主題別の碑刻利用の長所とも言うべき点であり、そこから新たな研究の方向性として環境史研究および地域研究とのマッチングが想定される。水利碑は水という生命維持に不可欠な資源を人類がいかに分配・利用してきたかを記録するものであり、その歴史的な経緯はそのままに人間と自然環境との関係史を物語るものとなる。さらに生活と密着する主題と水利碑の現地密着型の特性は極めて高い親和性を持ち、地域の特性や文化的伝統、地域社会の変容を解明する上で水利碑は不可欠の資料となりえるのである。

注

- (1) これまでに作成した「訪碑行報告」については、【参考文献（訪碑行）】を参照されたい。その他の調査報告については、舩田 2011 の「参考文献」が網羅的に取り上げており極めて有用である。
- (2) 特に新出の碑刻の扱いについては、筆者らも十二分な配慮をし、利用にあたっては関係機関の承諾を得るとともに、調査自体も現地研究者との共同研究の一環として行っている。
- (3) その他、地中に埋められた碑刻としては、北京郊外の房山石経が有名であるが、地下埋蔵の目的は末法の世に備えるためであり、当初より法滅の後に取り出して用いることが意図されていたことから、やはり見られることを最終的な目的としたと言える。
- (4) こうした碑刻の文化史的意義については、時代や地域は異なるものの師尾 2006 に述べられる碑刻の開放性と閉鎖性という見解が示唆に富む。
- (5) 水利碑関連の目録・資料集については、【参考文献（水利碑）】を参照されたい。
- (6) 同様の観点から、森林資源の開発・利用に関わる碑刻

資料を収集した唐 2008 は特筆すべき成果である。

- (7) 趙 1997 および毛 2009 に碑刻資料学に関する代表的な研究者とその著作、それぞれの分類方法がまとめられる。
- (8) 水利石刻に関しては、金 2002 および毛 2009 において主題別検討の事例として取り上げられる。
- (9) 石標に関しては、金 2002 に多くの事例が載せられる。
- (10) 磨崖に関しては、中国科学院考古研究所 1959、水利部長江水利委員会 1998、山西省考古研究所 2004 に多くの実例が載せられる。
- (11) 扁額と楹聯の2種については、張俊峰氏（山西大学中国社会史研究中心）のアドバイスに基づく。
- (12) 毛 2009 に「水文、水利図碑」の項が設けられ、6種の水利図の解説がなされる。
- (13) 森田 2009 は同書の学術的価値をいち早く認め、国内の学界に紹介した研究である。
- (14) 水利碑のもつ神聖性について附言すれば、地域社会における水争いの裁定および規約違反者に対する処罰も水利碑の前で行われたとされ、田 2006 においては水利碑刻の所在地が水利権裁判所となったと表現される。また、田氏は漢白玉（大理石）という碑刻の材質が水利権の神聖性と不可代替性を体現したとされるが、管見の限り、漢白玉を用いた水利碑の数は僅かであり、一般的な状況を示すとは考えにくい。なお、碑刻と信仰の問題については、井黒 2009B をあわせて参照されたい。
- (15) ただし、董・藍 2003 に水案裁定の内容を記した水利碑を用水路の中に沈めるという事例が報告されており、一見すると本文での行論と齟齬をきたすかにも思える。ただし、この行為の眼目は、水争いの再発防止を祈願し水利碑を保護するという点にあり、水争いが発生した場合には、水路から水利碑を拾い上げて裁定の根拠とするという聞き取り結果も存在する。この問題については、対象とする地域と時代をひろげ、今後の検討課題としたい。

参考資料

（訪碑行）

- 飯山知保・井黒忍・舩田善之 2002 「陝西・山西訪碑行報告（附：陝西・山西訪碑行現存確認金元碑目録）」、『史滴』第24号
- 舩田善之・井黒忍・飯山知保 2004 「滎陽・沁県・交城現存確認金元碑目録」、『13, 14 世紀東アジア史料通信』第2号、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)「13, 14 世紀東アジア諸言語史料の総合的研究：元朝史料学の構築のために」研究グループ
- 井黒忍・舩田善之・飯山知保 2005 「山西・河南訪碑行報告（附：山西・河南訪碑行現存確認金元碑目録）」、『大谷大学史学論究』第11号
- 飯山知保・井黒忍・舩田善之・小林隆道 2006 「北鎮訪碑行報告（附：北鎮訪碑行現存確認金元碑目録）」、『史滴』第28号
- 井黒忍・舩田善之・飯山知保・小林隆道 2010 「河東訪碑行報告」、『東洋史論集』38

（水利碑）

- 白爾恒・藍克利・魏丕信（編著）2003 『溝洫佚聞雜録』陝山地区水資源與民間社会調査資料集（第一集）北京；中華書局、
- 董曉萍・藍克利 2003 『不灌而治』陝山地区水資源與民間社

会調査資料集（第四集）北京；中華書局
 范天平（編注）2001『豫西水碑鉤沈』西安；陝西人民出版社
 范天平（整理）2011『中州百縣水碑文獻』西安；陝西人民出版社
 黃竹三・馮俊傑（等編著）2003『洪洞介休水利碑刻輯録』陝山地区水資源與民間社会調査資料集（第三集）北京；中華書局
 南風化工集团股份有限公司（編）2000『河東塩池碑匯』太原；山西古籍出版社
 山西省考古研究所（他編）2004『黄河漕運遺迹：山西段』北京；科学技術文献出版社
 水利部長江水利委员会 1998『長江三峡工程水庫水文題刻文物図集』北京；科学出版社
 田東奎 2006『中国近代水権糾紛解決機制研究』北京；中国政法大学出版社
 王智民（編注）1991『歴代引涇碑文集』西安；陝西旅游出版社
 渭南地区水利志編纂弁公室（編）1988『渭南地区水利碑碣集注』（内部発行）
 許赤瑜 2006「山西臨汾龍子祠泉水利資料」、『華南研究資料中心通訊』第 43 期
 張学会（主編）2004『河東水利石刻』太原；山西人民出版社
 中国科学院考古研究所 1959『三门峡漕運遺跡』北京；科学出版社
 周垂 2011「山西臨汾龍祠水利碑刻輯録」、山西大学中国社会史研究中心編『中国社会史研究的理論与方法』北京；北京大学出版社
 左慧元（編）1999『黄河金石録』鄭州；黄河水利出版社

（その他）

井黒忍 2004「山西洪洞県水利碑考一金天眷二年都総管鎮国定両県水碑の事例一」、『史林』第 87 卷第 1 号
 井黒忍 2008「太原竇大夫祠金元時代祈雨碑刻研究二題」、范世康・王尚義編『建設特色文化名城—理論探討与実証研究』太原；北岳文艺出版社
 井黒忍 2009A「清濁灌漑方式が持つ水環境問題への対応力—中国山西呂梁山脈南麓の歴史的事例を基に一」、『史林』第 92 卷第 1 号
 井黒忍 2009B「“環境保護装置”としての信仰と文化」、月刊『同朋』第 61 卷第 4 号
 井黒忍 2010「中国山西省東南部における祈雨祭祀—天水農業地域の水神信仰に関する歴史学的考察—」、篠原啓方・井上充幸・黄蘊・氷野善寛・孫青編『文化交渉による変容の諸相』吹田；関西大学文化交渉学教育研究拠点
 井黒忍 2011「山西翼城喬沢廟金元水利碑考一以《大朝断定使水日時記》为中心一」、『山西大学学报』第 3 期
 井黒忍 2012「書評：森田明著『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗—』」、『社会経済史学』号数未定
 金其楨 2002『中国碑文化』重慶；重慶出版社
 張俊峰 2008「率由旧章：前近代汾河流域若干泉域水権争端的の行事原則」、『史林』第 2 期
 趙超 1997『中国古代石刻概論』北京；文物出版社
 唐立（編）2008『中国雲南少数民族生態関連碑文集』京都；総合地球環境学研究所

船田善之 2011「石刻史料が拓くモンゴル帝国史研究—華北地域を中心として—」、早稲田大学モンゴル研究所（編）『モンゴル史研究—現状と展望』東京；明石書店
 毛遠明 2009『碑刻文献学通論』北京；中華書局
 森田明 2009『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗—』東京；汲古書院
 森田憲司 2006「『石刻熱』から二〇年」、『アジア遊学 91：碑石は語る』東京；勉誠出版
 師尾晶子 2006「碑文を見る人・碑文を読む人—古代ギリシアの公的碑文の開放性と閉鎖性—」、『アジア遊学 91：碑石は語る』東京；勉誠出版

水利石刻分類表

